## 期日指定定期預金規定

## 1. <預金の支払時期>

- (1) 期日指定定期預金(以下「この預金」といいます)は、証書表面または通帳記載 (以下「表面記載」という)の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2)満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書表面記載の据置期間満了日)から表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をして下さい。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定して下さい。

- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定 はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来 したときも同様とします。

## 2. <利 息>

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 1年以上2年未満 証書記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 証書記載の「2年以上」の利率 (以下「2年以上の利率」 といいます)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数第4位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
  - ② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×50%
  - ④ 1年6ヶ月以上2年未満 2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されます。

以上

付 則

 平成 22年7月1日
 改正

 平成 31年4月1日
 改正

 令和 2年4月1日
 改正